

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	企業局	整理番号	1
処分の種類	指定給水装置工事事業者の指定の取消し			
根拠法令条例等・条項	水道法第25条の11			
処分の概要	指定給水装置工事事業者が指定基準の要件を満たさなくなった場合には、その指定を取り消すことができる			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>県営水道指定給水装置工事事業者の指定及び給水装置工事の施行に関する要領</p> <p>第8条 管理者は、指定給水装置工事事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、法第16条の2第1項の指定を取り消すことがある。</p> <p>(1) 不正の手段により法第16条の2第1項の指定を受けたとき。</p> <p>(2) 法第25条の3第1項各号に適合しなくなったとき。</p> <p>(3) 法第25条の4第1項及び第2項の規定に違反したとき。</p> <p>(4) 法第25条の7の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。</p> <p>(5) 法第25条の8に規定する給水装置工事の事業の運営に関する基準に従った適正な給水装置工事の事業の運営をすることができないと認められるとき。</p> <p>(6) 法第25条の9の規定による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。</p> <p>(7) 法第25条の10の規定による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。</p> <p>(8) その施行する給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。</p>			
基準の制定根拠	水道法第25条の11			